

最初の修了確認期限を迎える皆様へ

平成 21 年 4 月から教員免許更新制が導入され、同年 3 月 31 日以前に授与された普通免許状又は特別免許状（以下「旧免許状」という。）を有する現職教員については、有する旧免許状に有効期間は定められないものの、修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了したことについて免許管理者である都道府県教育委員会による確認（以下「更新講習修了確認」という。）を受けることが義務付けられています。

更新講習修了確認を受けるためには、免許状更新講習の課程を修了した後、修了確認期限の 2 ヶ月前までに、各自で免許管理者に対して申請をすることが必要ですので、なるべく早めからの講習の開設情報の入手や受講の申込みを行い、受講後の申請についても余裕をもって手続きをお願いします。

また、修了確認期限の延期又は更新講習の受講免除を希望する者も免許管理者に申請を行うことが必要です。